

第79回人口問題審議会総会議事進行予定

平成10年7月31日(金)
日比谷 松本楼 2階会議室
10時30分～12時30分

1. 開 会

2. 議 題

- (1) 「少子化への対応を考える有識者会議」及び「第78回人口問題審議会
議事概要メモ」について(資料1～2)

厚生省大臣官房政策課企画官 高倉 信行

- (2) 郊外化・核家族化・専業主婦化と少子化・子育て(資料3)

株式会社 三菱総合研究所 三浦 展 主任研究員

- (3) 「郊外化」の弊害を「少子化」で中和できるか?
～「禍い転じて福となす」ための戦略～(資料4)

東京都立大学 宮台 真司 助教授

3. 閉 会

「少子化への対応を考える有識者会議（第 1 回）」

別紙に基づき、以下のとおり第 1 回会合を開催いたします。

1. 開催日時 平成 10 年 7 月 17 日（金） 午後 1 時～3 時
2. 開催場所 総理大臣官邸大食堂
3. 議事予定 開催趣旨説明、人口問題審議会報告及び厚生白書の説明、自由討議等

* 有識者会議は、原則として公開とし、報道記者の皆様の取材は自由とさせていただきます。

問い合わせ先

内閣官房内閣内政審議室

内閣審議官 森山 幹夫

内閣事務官 三好 圭

TEL 03-3581-5077

— 夢と絆の家庭支援 —

「少子化への対応を考える有識者会議」の開催等について

〔平成10年7月10日〕
内閣総理大臣決裁

1. 趣旨

少子化に対応するため、人と人の絆の大切さを再認識し、子どもを産み育てることに夢を持てる社会を実現する方策について、若い世代の人々の意見も踏まえ幅広い観点から検討する有識者会議を開催する。

結婚や出産は個人の選択の問題であることから、国が直接関与すべきものではないが、個人が望む選択ができるような環境整備は必要である。有識者会議は、そのための具体的な提案を行うとともに、国民的議論の発信源としての役割を果たすものとする。

また、有識者会議の提案を受けて、これを実現し、様々な取り組みの輪を全国に広げるため、各界代表からなる国民会議（仮称）を開催するものとする。

2. 検討課題

有識者会議は、職場のあり方や働き方の見直し、結婚や子育てに夢を持てる家庭、地域、学校の実現に向け、幅広い観点から検討を行い、具体的な提案を行う。

3. 会議の構成

有識者会議は、内閣総理大臣が指名する別紙に掲げる有識者により構成される。

有識者会議は、必要に応じ、関係大臣その他関係者の出席を求めることができる。

4. 分科会

有識者会議の下に、働き方分科会、家庭に夢を分科会その他の分科会を設けるものとする。

分科会には、有識者会議の構成員の他、若い世代の人々、実務家等の参加も求めることとし、参加者の公募を行う。

5. 国民会議

有識者会議の提案を受けて、これを実現するために、内閣総理大臣の主宰により、各界の代表からなる国民会議（仮称）を開催する。

6. 運営体制

有識者会議及び国民会議（仮称）の円滑な運営を支援するため、関係行政機関の職員で構成する有識者会議事務局を置く。

有識者会議事務局は、必要に応じ、民間団体の職員の参加を求めることができる。

7. 庶務

有識者会議、国民会議（仮称）及び有識者会議事務局の庶務は、厚生省の協力を得て、内閣官房において処理する。

安達 知子	東京女子医科大学産婦人科学教室助教授
板本 洋子	日本青年館結婚相談所所長
伊藤 滋	慶応義塾大学大学院政策・メディア研究科教授
岩男 壽美子	慶応義塾大学メディアコミュニケーション研究所教授
内海 房子	日本電気(株)中央研究所研究開発事務本部長
尾崎 美千生	人口問題協議会代表幹事
落合 恵美子	国際日本文化研究センター助教授
河合 隼雄	国際日本文化研究センター所長
河野 真理子	(株)キャリアネットワーク常務取締役
小西 聖子	東京医科歯科大学難治疾患研究所助教授
杉山 千佳	フリーライター
鈴木 光司	作家
高木 剛	日本労働組合総連合会副会長
田尻 研治	男も女も育児時間を！連絡会世話人
直江 英昭	ソニー(株)人事部門人事企画部統括部長
前田 正子	(株)ライフデザイン研究所副主任研究員
三浦 展	(株)三菱総合研究所主任研究員
八代 尚宏	上智大学国際関係研究所教授
渡里 杉一郎	日本経営者団体連盟副会長

(参 考)

(関 係 大 臣)

内閣官房長官	村岡 兼造
文部大臣	町村 信孝
厚生大臣	小泉純一郎
通商産業大臣	堀内 光雄
労働大臣	伊吹 文明
建設大臣	瓦 力

— 夢と絆の家庭支援 —

「少子化への対応を考える有識者会議」分科会メンバー

[働き方分科会]

- | | |
|---------|------------------------|
| ○内海 房子 | 日本電気(株)中央研究所研究開発事務本部長 |
| 鹿島 敬 | 日本経済新聞社編集局文化部長 |
| 河原畑 剛 | ベネッセグループ共済会東京支部事務長 |
| 瀬々 敦子 | 第一勧業銀行法務部部長代理 |
| ○河野 真理子 | (株)キャリアネットワーク常務取締役 |
| ○田尻 研治 | 男も女も育児時間を！連絡会世話人 |
| ○直江 英昭 | ソニー(株)人事部門人事企画部統括部長 |
| 西嶋 美那子 | 日本経営者団体連盟労務法制部次長 |
| 堀越 久代 | 在宅ワーク研究会主宰・堀越地域計画研究室代表 |
| 広岡 守穂 | 中央大学法学部教授 |
| ○八代 尚宏 | 上智大学国際関係研究所教授 |

※ ○印は、有識者会議メンバー。

※ この他、10名程度を公募。

[家庭に夢を分科会]

- | | |
|---------|--------------------------|
| ○安達 知子 | 東京女子医科大学産婦人科学教室助教授 |
| ○板本 洋子 | 日本青年館結婚相談所所長 |
| ○岩男 壽美子 | 慶応義塾大学メディアコミュニケーション研究所教授 |
| うえやま とち | 漫画家 |
| ○落合 恵美子 | 国際日本文化研究センター助教授 |
| ○小西 聖子 | 東京医科歯科大学難治疾患研究所助教授 |
| ○杉山 千佳 | フリーライター |
| ○鈴木 光司 | 作家 |
| 根本 いづ美 | 栃木県立栃木農業高等学校教諭 |
| ○前田 正子 | (株)ライフデザイン研究所副主任研究員 |
| ○三浦 展 | (株)三菱総合研究所主任研究員 |
| 樋口 博子 | (株)三和総合研究所国際経営開発部研究員 |

※ ○印は、有識者会議メンバー。

※ この他、10名程度を公募。

少子化への対応を考える有識者会議事務局構成員

主査 内閣官房内閣内政審議室長

内閣総理大臣官房審議官

文部省生涯学習局長

厚生省大臣官房長

通商産業省大臣官房総務審議官

労働省大臣官房政策調査部長

建設省大臣官房総務審議官

(オブザーバー)

大蔵省大臣官房審議官

— 夢と絆の家庭支援 —

「少子化への対応を考える有識者会議」の
二つの分科会への参加者を募集します。

このほど、政府では、「少子化への対応を考える有識者会議」を開催することとしました。この有識者会議の中に、それぞれ20名程度からなる「働き方分科会」と「家庭に夢を分科会」の二つの分科会を設けます。いずれも、半数の10名程度の方は、公募により参加していただくこととしました。

次の要領により分科会参加者を募集しますので、奮ってご応募下さい。

◆ どのような方の応募を期待しているのか？

(1) 働き方分科会

① 企業の人事管理担当者

又は

② 概ね18～40歳代までの職業に就いている男女（正社員・非正社員の別、フルタイム・パートタイムの別を問いません。また、派遣、在宅ワーカーなどを含めどのような働き方の男女でも応募可能です。）

(2) 家庭に夢を分科会

概ね18～40歳代までの男女（未婚、既婚、子どもの有無、職業の有無などにかかわらず応募可能です。）

◆ 応募方法は？

家族、地域社会、職場、学校のあり方など、少子化への対応について、日頃考えておられることを概ね2000字以内の文章にまとめ、参加希望分科会、住所、氏名、性別、年齢、職業、家族構成、電話番号を明記の上、有識者会議事務局に送付下さい。

- ・ 氏名と住所には読み仮名を添えて下さい。
- ・ 郵送、ファクス、電子メールのいずれでも受け付けます。
- ・ 返却はいたしませんので、あらかじめご了承下さい。

◆ 応募の締切は？

平成10年7月31日（金）です。[同日到着のものまで有効]

◆ 選考方法は？

有識者会議事務局で次により各分科会ごとに概ね10名程度ずつ選考します。

- 1次選考 応募された文章をもとに選考
- 2次選考 1次選考を通過された方について面接を実施
(面接の際には、履歴書を提出していただきます。)

◆ 選考結果の連絡は？

分科会への参加を依頼することとなった方には、平成10年8月中旬に連絡します。

なお、選にもれた方から提出いただいた文章についても、原則として分科会に資料として提出し、議論の参考にさせていただきます。

◆分科会の仕事と開催期間、頻度は？

分科会は、当面、8月から10月頃にかけて月に1～2回程度の開催を予定しています。この分科会に出席し、少子化への対応に関し、できる限り具体的な提案を含む報告を有識者会議に提出していただくことが求められています。なお、分科会は、議事要旨を公開します。

◆分科会の開催場所は？

原則として東京都千代田区内の中央省庁会議室等で開催する予定です。

◆費用は？

謝金のほか、旅費などの実費をお支払いします。

◆乳幼児のいる人はどうすればいいのでしょうか？

託児サービスなどにつきご相談に応じますので安心してご応募下さい。

◆有識者会議と二つの分科会を設ける理由や背景は？

- ・ 生まれてくる子どもの数がどんどん減っています。平成9年の合計特殊出生率は1.39という史上最低水準を記録しました。いわゆる「少子化」の進行です。
- ・ 「男女が共に暮らし、子どもを産み育てることに夢を持てる社会」をどのようにつくっていくかが問われているのではないかと政府では、そのような問題意識から、若い世代の人々の意見も踏まえ幅広い観点から検討するため、「少子化への対応を考える有識者会議」を開催することとしました。
- ・ 結婚や出産は個人の選択の問題であり、国が直接関与すべきものではありませんが、個人が望む選択ができるような環境整備は必要です。
- ・ 有識者会議には、そのための具体的な提案を行うとともに、国民的議論の発信源としての役割を果たすことが期待されています。
- ・ 有識者会議では、「働き方分科会」と「家庭に夢を分科会」の二つの分科会を設け、仕事と家庭や地域での生活を両立できるような働き方、家庭における子育てに喜びや楽しみを持てるような支援のあり方などについて考えていきます。その際、これからの社会の主役である若い世代の方々、様々な立場や意見を持っておられる国民の皆様方と共に考えていくことが必要です。
- ・ このため、分科会への参加者を公募することにしました。これからの日本が「夢」を持てる社会になるよう、ともに考えてみませんか。

◆応募又は問い合わせ先は？

内閣内政審議室有識者会議事務局 (担当者：三好、森山)

〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1

電話 03-3581-2361 内線 2439

FAX 03-3581-3967 e-mail UKEE01@mhw.go.jp

第 78 回人口問題審議会議事概要メモ

【少子化についての分析の視点に関する意見】

- ・ 経済階級別の出生動向の調査が工夫できないか。
- ・ 出生率の地域格差の要因の分析が必要ではないか。
- ・ 学歴間の結婚障壁があるのではないか。
- ・ 子どもを多く産める人はどのような条件にあるのか。

【平成 10 年版厚生白書についての意見】

(家族・地域)

- ・ 「子ども」といっても新生児から思春期まで幅があり、それぞれの時期、発達段階で問題が異なることに留意すべき。
- ・ 政府は「子育ての楽しさ」をもっと強調すべき。
- ・ 「むかつく」「キレル」という最近の教育問題には深刻で難しいものがあり、簡単に書くのは問題。
- ・ 今の親の子育てについて少し厳しく見すぎではないか。今の父母はむしろよくやりすぎている面があるのではないか。
- ・ 保育について、例えば保育切符支給方式などさらに具体的に踏み込んだ案が必要であろう。

(職場)

- ・ 個別の労使が決める雇用制度についてどの程度政策的に介入できるのか議論の余地がある。
- ・ 個々の労使が自主的判断で決めた制度に政策的に介入するのではなく、政府としては税制や年金などについて中立的にすることによって、間接的に、より女性が働きやすい雇用システムの方に誘導していくことや、より啓蒙的な役割を果たしていくという点が重要ではないか。
- ・ 日本の企業の場合、その企業の中における長年の貢献や組織への忠誠を評価の中心にするとところがかえって女性の活躍を阻んでいる部分があり、むしろ学歴や資格を重視する仕組みに変わった方がいいという面がある。
- ・ 学歴間の結婚障壁に関しては、学校教育の低学年から「働く」という労働観がある程度入ることも必要ではないか。

(その他)

- ・ 小手先の改革ではダメ。しかし、男女共同参画社会、家庭内での個人の自立で出生率が上がるのか一抹の疑問もある。
- ・ 晩婚化か非婚化か。これは人口推計のポイントでもある。但し、晩婚化と非婚化は連続的なものと捉える必要もある。

【今後議論する上での留意点】

- ・ 少子化に関わる意識には、性・年齢によって違いがあることに注意しながら議論する必要がある。

郊外化・核家族化・専業主婦化と少子化・子育て

1. 歴史 : 郊外の幻想と幻滅

高度成長期 (1955~73)

- 家 族 : 核家族化
- 職 業 : ホワイトカラー化 (男性)
- 女 性 : 専業主婦化 (家事と育児は主婦だけの仕事) (=家族の55年体制)
- 都市構造 : 業務地と住宅地の分離 (職住の分離)
- 居 住 地 : 郊外化
- 住 居 : 持ち家政策。団地化 (さらにニュータウン化) (寝食の分離)
- 生活時間 : 仕事と家庭と余暇の分離

郊外の核家族は高度成長期においてアメリカ的な豊かな中流家庭のイメージを担った。

団塊世代までは、家族形成期にその幻想を信じる事が出来た(「あなた」)。
地方出身者が多いこともあり、郊外に家を持つことが必要でもあった。

しかし、1970年代後半以降、それが幻想であることが暴かれ始めた。
=クロワッサン症候群(クロワッサンは77年、ニューファミリー雑誌として創刊するが、すぐに主婦の不満投稿誌となる)あるいは「妻たちの思秋期」など。

特に団塊世代になると、昭和ヒトケタほどは夫唱婦随的・父権的ではないために、一面では「友達夫婦」「友達親子」となったが、他面では、夫婦、家族それぞれが個人を主張しあう傾向が強まり、求心力の弱い家庭が形成された。

団塊世代は家計的にも、低成長により所得が伸び悩み、住居費、教育費の負担が増え、郊外生活のために自動車支出も増加するなど、必ずしも余裕のある生活ではなかった。

ドラマや現実の事件などにおいても郊外生活の問題(空しさ、寂しさ、空虚さ)が明らかになっていった。

=「岸辺のアルバム」、金属バット事件、育児ノイローゼ・オウム・・・神戸少年殺人
要するに、核家族は厳しい、つらい、さびしい。親だけで子供は育てられない。まして母親だけではダメ。地域の支援が必要。

2. 郊外の特徴と子育てへの影響

①均質性

職業、収入、年齢、ライフスタイルなどの同質性とそれに伴う微細な差異にもとづく差別意識の助長。→いじめ

空間的にも全国一律の大量生産品で、地域の個性などはまるでない。

②共同性の欠如

地域の共同性のみならず、分業化した家族同士にも共同性がない。

親の職業が見えない。

③最大公約数的施設整備

多様性を促進せず、現状の住民の最大公約数的なニーズに配慮のしかない。

④機能主義

住機能のみに特化。その中でも、住宅、文教、近隣商業、緑地などの機能別にきれいに分割され過ぎ。

住宅も戦後のLDK思想・個室思想のまま。

曖昧な空間、無意味な空間がなく、窒息。

⑤収入・学歴の過剰な意味

無産者階級として、継承できる資産としての教育の意味が重要。

働くことの意味も、働く姿が見えない環境の中で、収入金額としてしか評価されない危険。

サラリーマン的・企業的価値観が地域や家庭を浸食。子供も潜在能力の伸長よりも短期的視点で業績評価されがち。→登校拒否

3. 新人類世代の子育て・就業観と地域の問題

現在、晩婚化・少子化を進めている新人類世代（1960年代生まれ=現在の30代）は、昭和ヒトケタ～10年代生まれの親を持つ世代であり、東京圏など大都市圏の団地、社宅に住む核家族の中で生まれ育った人間が急増する世代である。

したがって、新人類世代の中には、郊外中流サラリーマン的なライフスタイルに対して、肯定と否定それぞれの意識があるはずである。

そこで、新人類世代は以下のような判断をするようになる。

・肯定型

サラリーマンと専業主婦という分業がそれほど悪いことだとは思わない。

しかし、これからの時代は、男性だけが働くのでは、親の時代とはちがって、働けば働くほど豊かになれるというわけではないだろう。親の世代よりも自分たちの世代の方が貧しくなる可能性の方が大きい。そんな中で家庭を持つのはリスクだ。気ままな独身生活を続ける方が賢い。

結婚して子供が出来たら、夫だけの収入では郊外に出ざるを得なくなる。だが、郊外に住むのは退屈でイヤだ。

・否定型

親の世代のような会社人間と専業主婦の家庭はイヤだ。

男性ももっと個人を重視して生きるべきだし、女性も家事や育児だけでは退屈でつまらない、もっと社会の中で生きるべきだ。しかしそれが難しい現状では結婚して家庭を持つのはリスクだ。もし子供を作る場合は親の家の近くに住んで最大限親の力を借りて仕事を継続したい。孫の面倒なら親も喜んでやってくれるから一石二鳥である。

女性が子供を育てながら郊外から都心に通勤するのは極めて困難だ。郊外に引っ越したら結局共働きが出来なくなり、女性のキャリアが無意味になる。あくまで都心近くに住みたい。都心近くの区部の方が保育所も比較的整備されている。

4. 今後の課題

職住近接・混合の街づくり（新しい下町的街づくり）

住機能だけのニュータウン、業務機能だけのオフィス街の時代は終焉。
SOHOなどの動きとも連動しつつ新しい職住一体型の街づくりをすべき。
これにより女性の就労機会も向上。

中心市街地活性化の一方向として「子育て就労両立支援型街づくり」を推進。

保育園の枠拡大はもちろん、ニュー乳母ともいえるべき地域密着型の子育て支援おばあちゃん軍団を組織、「シニア保母」のよう資格をつくる。低料金で安心して子供をあずけられるシステムをつくり、若い世代の仕事と子育ての両立を支援。

計画しすぎない「非計画な都市」づくりをし、あえて無目的な空間を残し、住民が自らのニーズでその空間を自然発生的に活用するようにする。（無印良街）

フリーマーケット、若者の露店などの動きをみると、求められているのは単なる商業機能（ショッピングモール）ではなく、「コミュニケーションを媒介するゆるやかな「場」」である。

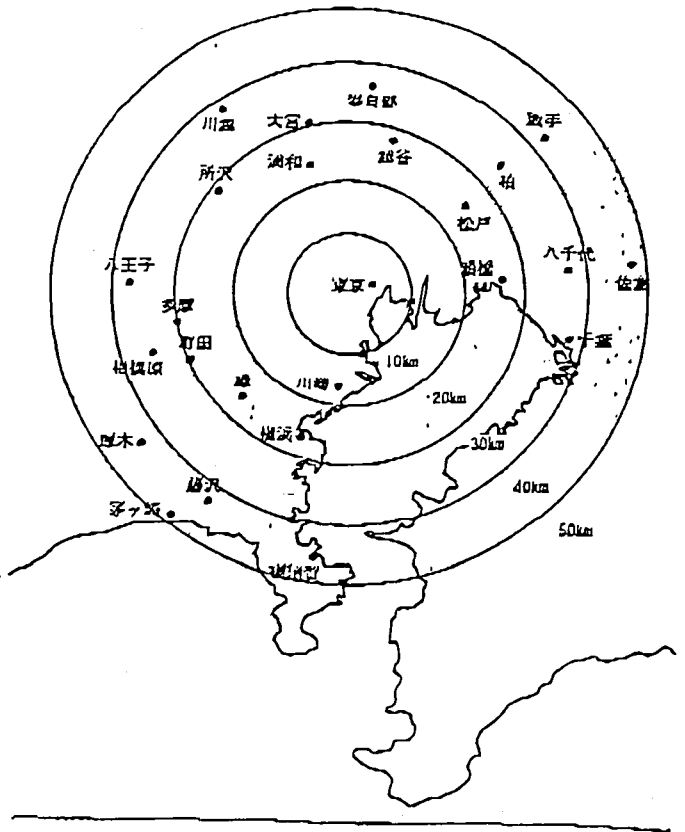
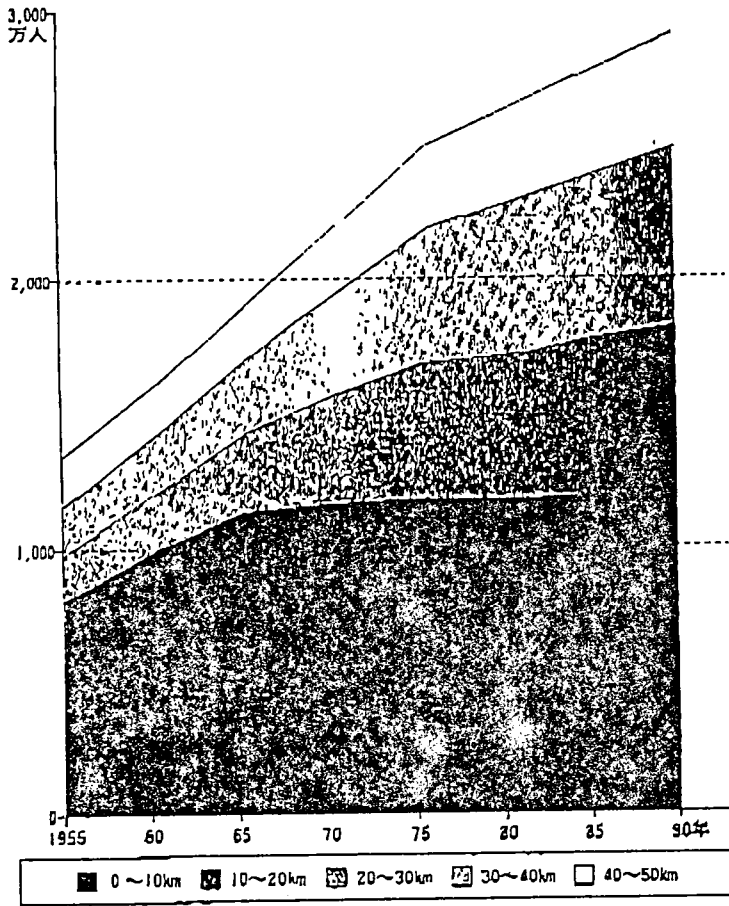
住宅についても、戦後的な「私有」型住宅（地）づくりには問題がある。

すべてが家族を単位として行動するこれまでの（1970～）ファミリー型ライフスタイルを見直すべき。

すでに共同食堂のあるマンションも登場。もっと色々な視点から「共有」型の住宅づくりも検討されるべき。

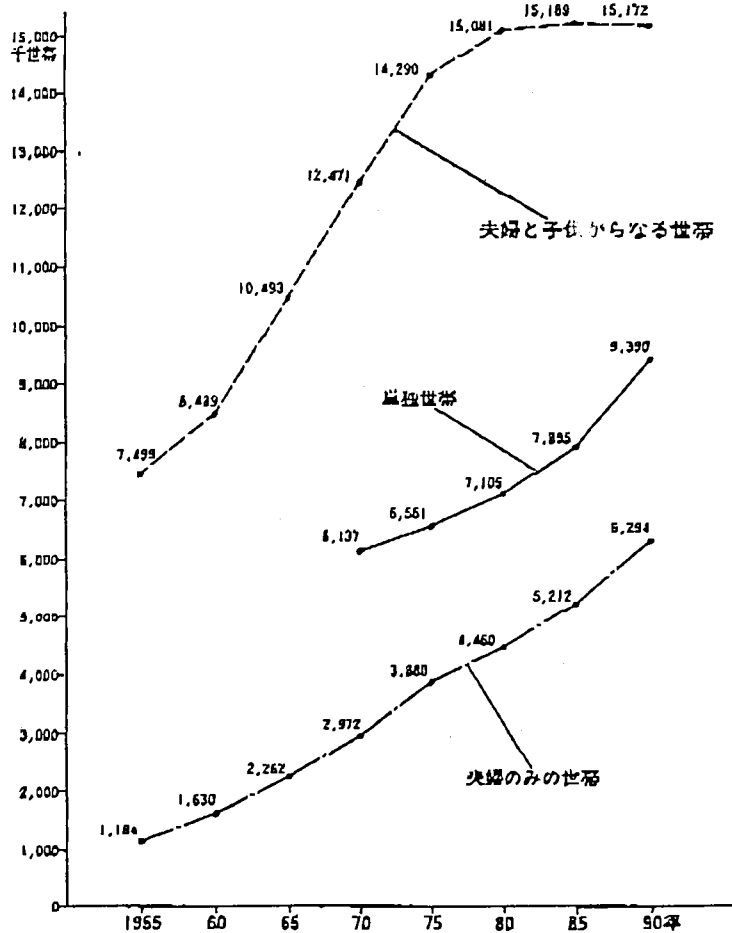
LDK批判、個室批判も近年さかん。すべてが内向する住宅、間取りのあり方を見直すべき。

図表 1-1 首都圏の距離帯別人口



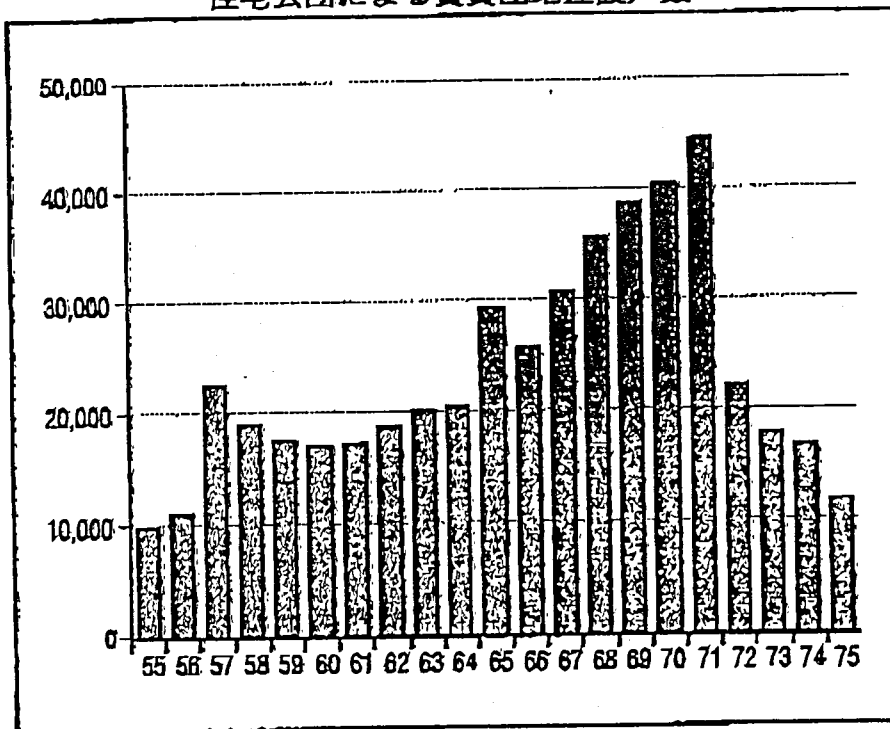
資料：総務庁「国勢調査」

図表 1-1 戦後の核家族化の時代を経て、現在は「核分裂家族」の時代に入っている——家族類型別世帯数の推移



資料：総務庁「国勢調査」より三浦作成

住宅公団による賃貸団地建設戸数

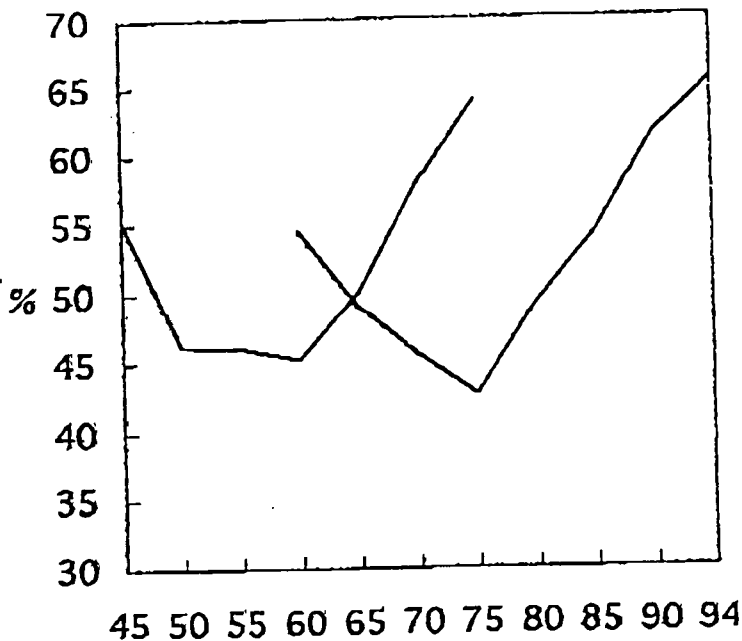


住宅公団資料より作成

図表4-3 郊外の女性は高学歴な専業主婦である

——女性の専業主婦比率、大学・短大卒業者比率の順位
(30~34歳 1都3県の人口30万人以上の市区 1990年)
単位：%

日米の女性の労働力率
(日本は25~29歳、米は20~24歳)



三浦作成

専業主婦比率			大学・短大卒業者比率		
1	横浜市緑区	66.4	1	世田谷区	66.7
2	// 栄区	66.3	2	杉並区	65.9
3	// 戸塚区	66.2	3	中野区	59.6
4	// 港南区	65.6	4	横浜市緑区	59.6
5	// 会沢区	64.0	5	// 港北区	59.5
6	// 磯子区	63.3	6	練馬区	58.9
7	川崎市宮前区	63.1	7	浦和市	53.9
8	// 麻生区	63.1	8	町田市	53.8
9	流山市	63.1	9	市川市	52.2
10	横浜市瀬谷区	63.0	10	藤沢市	51.8
全国平均		48.3	全国平均		38.7

注：下欄は典型的な郊外地域と考えられる市区。

専業主婦比率 = (「非労働力人口」のうち「家事」の者 / 女性人口総数) × 100

大学・短大卒業者比率 = (大学・大学院及び短大・高等専修学校卒業者数 / 卒業生総数) × 100

資料：総務庁「国勢調査」より三浦作成

「郊外化」の弊害を「少子化」で中和できるか？

～「禍い転じて福となす」ための戦略～

98.07.31

宮台真司（都立大学）

キーワード集

【郊外化と専業主婦の一般化】

郊外化

団地化

専業主婦化

二世代少子化族化（核家族化）

都市労働者の生活再生産

地域が担う機能の代替

アメリカ製テレビドラマ

家族幻想のロマンチズムによる問題吸収

過渡的近代の開かれた未来による問題吸収

【成熟社会到来と家族空洞化・学校化・第四空間化】

成熟した近代（成熟社会）

不幸と幸福の分化

消費動機・宗教動機・犯罪動機の不透明化

家族にとって良きことの不透明化

家族の空洞化を埋め合わせる学校化

家族幻想の空洞化を埋め合わせた学校幻想

経済活況が延命させた学校幻想

学校の出店（でみせ）としての家族・地域

学校的評価の一般化と肯定感のリソース減少

第四空間化（ストリート・匿名メディア・仮想現実）

【学校幻想崩壊と新たなシステムの需要】

バブル崩壊と学校幻想崩壊

良きことの非自明化（いい学校ーいい会社ーいい人生？）

第四空間に居場所のある子は楽

空洞化した家族への適応病理＝アダルトチャイルド

空洞化した学校への適応病理＝学校ストレス（イジメ・自殺・キレる）

主婦・教員による抱え込みから子供を奪還する必要

クラス廃止・個人カリキュラム化の必要

試行錯誤支援システムの必要

代替的ホームページの必要

【チャンスとしての少子化圧力】

学校自由化コストと生徒数減少

予算問題と人員問題の解決へ

学校間・教員間・地域間競争活性化へ

* *

人材希少性上昇

豊かさ志向と収入頭打ち

専業主婦は贅沢に

専業主婦による抱え込みの解消

学校化された空間に風穴があく可能性

* *

有職女性を結婚・出産に動機づけする必要

出産・育児の機会費用を低減する必要

労働条件改善圧力（出産休暇・育児休暇・労働時間・勤務地…）

職場内・家庭内の性別役割分業廃止圧力

保育支援システム拡充圧力（専業主婦を当てにしないシステムへ）

介護支援システム拡充圧力（専業主婦を当てにしないシステムへ）

傍聴者の遵守事項

1. 会長が特に認めた場合を除き、カメラ等による撮影を行わないこと。
2. 録音をしないこと。
3. 静粛を旨とし、喧騒にわたる行為をしないこと。
4. 会長及び会長の命を受けた事務局職員の指示に従うこと。